

市役所税務課からのお知らせ

申告が必要な方とは？

市役所の会場では…

- ① 事業所得（営業・農業・不動産など）・配当所得・譲渡所得がある方
- ② 給与所得者で、勤務先が「給与支払報告書」を市役所へ提出していない方
- ③ 勤務先の給与担当者に確認してください。
- ④ 年中途中で退職し、その後就職していない方
- ⑤ 給与所得者で給与以外の所得があつた方、または2方所以上から給与を受けている方
- ⑥ 給与所得者で年末調整を受けていない方
- ⑦ 医療費控除などを受けようとする方
- ⑧ 公的年金などの所得のみの方で、社会保険料・生命保険料・扶養控除・医療費控除などを受けようとする方
- ⑨ 所得証明書や非課税証明書の必要な方
- ⑩ 申告書の提出がないと、国民健康保険税などの算定や収入金額の明記された所得証明書、非課税証明書などが発行されません（所得のない方でも、家族の扶養になっていない場合は、申告が必要です）。

市役所開庁時刻（午前8時30分）ごろ、各会場（会議室）前に「受付札」を用意します。受付札を取って順番をお待ちください。（会場へは午前8時30分以後にお越しください）

※青色申告・分離課税（不動産・株式などの譲渡所得、上場株式などの配当所得、先物取引に係る所得など）の申告・雑損控除・贈与税・消費税などの高度な判断を要する内容の申告は、市の会場では相談できませんので、土浦税務署での申告をお願いします。

ただし、東日本大震災で被害を受けた方の雑損控除については、事前に税務署で雑損控除計算書の作成が済んでいる方のみ相談可能です。

申告に必要なもの

- ① 印章（認印）
- ② 金融機関の口座番号がわかるもの（申告者本人名義のもの）
- ③ 所得税の還付申告をされる方は必要。
- ④ 23年中の収入が分かる書類・給与・年金などの源泉徴収票（コピー不可）扶養親族分もお持ちください

から 3月15日(木)まで

会場	伊奈庁舎 2階第1・2会議室	谷和原庁舎 2階第1・2会議室
期日	対象地域	対象地域
2月13日(月)	谷井田地区（収入が公的年金だけの方）	小絹地区（収入が公的年金だけの方）
2月14日(火)	小張・三島地区（収入が公的年金だけの方）	十和・福岡地区（収入が公的年金だけの方）
2月15日(水)	板橋・豊・東地区（収入が公的年金だけの方）	谷原・みらい平地区（収入が公的年金だけの方）
2月16日(木)	福原、上島、中島、下島1・2、戸茂、戸崎、山王新田1・7期	福岡
2月17日(金)	伊丹、根柄、神住新田、山王新田第1・2、山王新田8期	台
2月19日(日)	板橋地区、豊地区、東地区	小絹地区、みらい平地区
2月20日(月)	城中、東栗山、足高、東栗山住宅	南、中原、仁左衛門新田、坂野新田、北山
2月21日(火)	門前、内町、古宿、西山、伊奈東1・2・3区	上長沼、下長沼、十和
2月22日(水)	高岡、上板橋、伊奈東4・5・6区	田村、押砂、真木、箕輪
2月23日(木)	狸穴、神生、南谷津、花田久保、上街道、松並	日川、北袋、樫木
2月24日(金)	野堀、大和田、鎌田、塙、久保、東板橋、新山住宅、平和台、大日前	細代、杉下、寺畑
2月26日(日)	谷井田地区、三島地区、小張地区	谷原地区、十和地区、福岡地区
2月27日(月)	五反田、関場、伊奈東3期、勤兵衛新田5・6期、松葉台1・2・3区	小絹
2月28日(火)	秋葉山住宅、狸穴団地、狸穴みどり、ひまわり台	西ノ台、西ノ台南
2月29日(水)	新戸、新町、市野深、芦戸、親和、愛宕住宅、伊奈ヒルズ、大池自治会	絹の台1・3丁目
3月1日(木)	奉社・下谷口、谷口、愛宕、上中宿、小島新田西	絹の台2・4・5・6・7丁目
3月2日(金)	高波、下宿(小張)、小島新田東、高波住宅、出山住宅	追分、古箸、下馬木
3月5日(月)	福田、下宿(豊体)、横町、宿、中宿、上宿、青木住宅1・2	内宿、馬場、平沼
3月6日(火)	青古新田、青木、長渡呂、長渡呂新田、狸淵、弥柳第1・2、中谷原住宅、長渡呂新田住宅、豊中央、下宿脇住宅	古川、成瀬、宮戸
3月7日(水)	上谷井田、下谷井田、外記新田住宅、谷井田北12・13区、谷井田南5区、第1・2・3結城ハイツ、第5グリーンコーポ	鬼長、川崎
3月8日(木)	外記新田、下平柳、谷井田第2・4期、谷井田北2・3・10・11区	西丸山、上小目、下小目
3月9日(金)	中平柳、上平柳、谷井田北7・9区、谷井田南6・7区	東榎戸、西榎戸、加藤
3月12日(月)	山谷、谷井田北4・5・6区、谷井田南1・2・3・4区	陽光台、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘

※予備日：3月13日(火)、14日(水)、15日(木)

【日程表】 申告時間：午前9時～午後3時
 ●混雑が予想されますので、なるべく日程表のとおりお越しくださいますようご協力ください。

問 伊奈庁舎税務課 ☎58
 1134
 2111（内線1132）